平成２８年（フ）第９４３８号
東京都板橋区高島平８丁目17―10―502
債務者　若月　麻美
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４３９号
東京都調布市国領町７―１―１―301、住民票上の住所福岡県田川市大字川宮1287―１
債務者　財前　勝好
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４４６号
東京都台東区西浅草３丁目３―８―501
債務者　坂本　賢司
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４４７号
東京都江東区東砂３丁目17―３―402
債務者　鈴木　龍子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４４９号
東京都板橋区高島平２丁目10―13―101
債務者　板垣　妙子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４５１号
東京都江戸川区大杉５丁目11―12―105
債務者　宮地　昌男
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４５６号
東京都板橋区赤塚新町１丁目23―６―502
債務者　鈴木　悦子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４７６号
東京都足立区新田３丁目36―21―1106
債務者　船橋　妙子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４７７号
東京都江戸川区南葛西６丁目17―21―303
債務者　三浦　豪
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８３号
岡山県備前市浦伊部1023番地１、旧住所岡山県備前市吉永町福満868番地34
債務者　磯野兼治郎
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０９号
岡山県玉野市田井５丁目34番12号ニューシティエクセル203
債務者　岡部　優知
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９３３３号
東京都足立区江北７丁目13―12―201
債務者　佐藤　一
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３６１号
東京都江戸川区一之江５丁目30―７―201
債務者　方波見祐子
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３６２号
東京都立川市砂川町５丁目45―６―202
債務者　鈴木　陽子
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３６３号
東京都町田市大蔵町2116―202
債務者　中山　和博
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部